

飯山市告示第72号

飯山駅周辺地区宿泊施設整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年9月30日

飯山市長 足立 正則

飯山駅周辺地区宿泊施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飯山市を訪れる旅行客等に質の高い宿泊を提供することにより、来訪者の増加を促進し、まちのにぎわい創出や地域産業の活性化を図るための施設の新設に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて飯山市補助金等交付規則(昭和36年飯山市規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 駅周辺地区 飯山市北陸新幹線飯山駅周辺地区における商業施設等の立地の促進に関する条例(平成26年飯山市条例第13号)第2条第1号に規定する市長が告示で定める区域及び当該区域に隣接する土地をいう。
- (2) 宿泊施設 次のいずれにも該当する施設をいう。
 - ア 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を行う施設。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に該当する営業を行う施設を除く。
 - イ 1室あたり13.0平方メートル以上の客室を50室以上有するもの。
 - ウ 同一敷地内において、他の用途に供する施設がある場合は、その合計床面積は宿泊施設に供する部分の合計床面積を超えないこと。ただし、食堂、入浴施設、会議室及び商業用テナント向け施設に係る面積は宿泊施設に含むものとする。

(事前協議)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ市長と整備計画その他必要事項について協議しなければならない。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税等に滞納がない者であること。
- (2) 市長が事前協議のうえ適当と認めた整備計画に基づき、駅周辺地区における宿泊施設の新設を行う者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付対象者としな

- (1) 飯山市暴力団排除条例（平成24年飯山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員と密接な関係を有すると認められる者）
- (2) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第14条各項のいずれか又は第15条の規定に違反している事実がある者
（補助対象経費）

第5条 補助金の対象経費は、交付対象者が行う宿泊施設の新設に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 宿泊施設の建設に要する経費
- (2) 宿泊施設内の機械、設備等償却資産の取得に要する経費
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、他の制度により補助金等の交付を受ける経費については同項の対象経費から除くものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条の対象経費の3分の1以内とし、3億円を上限とする。

2 補助金の交付は、交付決定の日から3年間を限度として分割して行うことができるものとする。

（補助金の交付条件）

第7条 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付条件とする。

- (1) 補助事業の内容について、次に掲げる変更をしようとするときは、速やかに市長に申請し、その承認を得ること。
 - ア 事業の施工箇所又は設置場所の変更
 - イ 事業量又は事業費の20パーセント以上の変更
 - ウ 主要事業内容及び施設の主要構造、主要機能、機種等の変更
 - エ 補助金額の変更
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。以下同じ。）は、速やかに市長に申請し、その承認を得ること。
- (3) 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に定める事項のほか補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産の管理その他について条件を付することができる。

（交付申請書の様式等）

第8条 規則第3条に規定する申請書は、飯山駅周辺地区宿泊施設整備事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、同条に規定する関係書類は、飯山駅周辺地区宿泊施設整備事業計画書（様式第2号）とする。

（補助金の交付決定）

第9条 規則第6条に規定する決定の通知は、飯山駅周辺地区宿泊施設整備事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（変更承認申請書等）

第10条 第7条第1項第1号及び第2号の規定による承認申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 事業の内容を変更しようとするとき 飯山駅周辺地区宿泊施設整備事業内容変更承認申請書（様式第4号）

(2) 事業が予定の期間内に完了しないとき 飯山駅周辺地区宿泊施設整備事業完了期限延長承認申請書（様式第5号）

(3) 交付申請を取り下げようとするとき 飯山駅周辺地区宿泊施設整備事業補助金交付申請取下書（様式第6号）

（実績報告書の様式及び提出期限）

第11条 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、飯山駅周辺地区宿泊施設整備事業実績報告書（様式第7号）によるものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日とする。

（補助金の交付請求）

第12条 規則第14条の3に規定する交付の請求書は、飯山駅周辺地区宿泊施設整備事業補助金交付（概算払）請求書（様式第8号）によるものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(様式第1号) (第8条関係)

飯山駅周辺地区宿泊施設整備事業補助金交付申請書

年 月 日

飯山市長 あて

住 所

申請者 氏 名 印

(法人にあつては事務所又は事業所)
(の所在地、名称及び代表者の氏名)

飯山駅周辺地区宿泊施設整備事業補助金を下記のとおり交付してください。

記

金 _____ 円

担当者名	
電話番号	
電子メール	

(様式第2号) (第8条関係)

飯山駅周辺地区宿泊施設整備事業計画書

1 申請者(法人) 名及び代表者氏名	
2 事業期間	着工予定日 年 月 日 竣工予定日 年 月 日
3 事業概要	(1) 事業実施箇所 (2) 宿泊施設の構造・階数・床面積
4 事業費	円 (うち補助対象経費 円)
5 備考	

(添付書類)

- 1 補助金等交付申請額算出調書(計画・実績)
- 2 当該事業に係る収入支出予算書
- 3 計画した建物の配置図、平面図、立面図、工事仕様書、工事費目別内訳書及び償却資産の一覧
- 4 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証の写し
- 5 発行後3か月以内の履歴事項全部証明書
- 6 市区町村民税を完納したことを証する書類の写し又は非課税であることを証する書類の写し
- 7 その他市長が必要と認める書類

(様式第3号) (第9条関係)

飯山駅周辺地区宿泊施設整備事業補助金交付決定通知書

飯山市指令 第 号
年 月 日

様

飯山市長

年 月 日付で申請のあった飯山駅周辺地区宿泊施設整備事業補助金を下記の条件を付して交付します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の条件
 - (1) 事業の内容について、次に掲げる変更をしようとするときは、速やかに市長に申請して、その承認を受けること。
 - ア 事業の実施内容、実施箇所並びに施設の設置場所、構造及び機能その他事業の主要な内容の変更
 - イ 事業量又は事業費の20パーセント以上の変更
 - (2) 事業が予定の期間内に完了しないとき又は交付申請を取下げようとするときは、速やかに市長に申請して、その承認を受けること。
 - (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、その財産管理に関する規程を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。
 - (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、当該帳簿及び証拠書類は、事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
 - (5) その他

(様式第4号) (第10条関係)

飯山駅周辺地区宿泊施設整備事業内容変更承認申請書

年 月 日

飯山市長 あて

住 所

申請者 氏 名 印

(法人にあつては事務所又は事業所)
の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け飯山市指令 第 号で交付決定のあつた 年度飯山駅周辺
地区宿泊施設整備事業を下記のとおり変更したいので、承認してください。

記

1 変更の理由

2 変更内容

(単位：円)

区 分	変更内容	事 業 費		内 訳		
			うち補助 対象経費	補 助 金	特定財源	自己資金
当初計画						
変更計画						

(添付書類)

- 1 変更事業計画図 (変更内容がわかるもの)
- 2 その他市長が必要と認める書類

(様式第5号) (第10条関係)

飯山駅周辺地区宿泊施設整備事業完了期限延長承認申請書

年 月 日

飯山市長 あて

住 所

申請者 氏 名 印

(法人にあつては事務所又は事業所)
の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け飯山市指令 第 号で交付決定のあつた 年度飯山駅周辺地区宿泊施設整備事業は予定の期間内に完了しないので、下記のとおり完了期限の延長を承認してください。

記

1 予定の期間内に完了しない理由

2 事業の遂行状況等

当初完了 予定年月日	遂行状況			完了予定日 年 月 日	備考
	着工年月日	事業の現況	進捗率(%)		

(様式第6号) (第10条関係)

飯山駅周辺地区宿泊施設整備事業補助金交付申請取下書

年 月 日

飯山市長 あて

住 所

申請者 氏 名 印

(法人にあつては事務所又は事業所)
の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け飯山市指令 第 号で交付決定のあつた 年度飯山駅周
辺地区宿泊施設整備事業補助金は下記の理由により申請を取下げます。

記

取下げ理由

(様式第7号) (第11条関係)

飯山駅周辺地区宿泊施設整備事業実績報告書

年 月 日

飯山市長 あて

住 所

申請者 氏 名 印

(法人にあつては事務所又は事業所)
の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け飯山市指令 第 号で交付決定のあつた 年度飯山駅周
辺地区宿泊施設整備事業を別紙のとおり実施しました。

飯山駅周辺地区宿泊施設整備事業実績報告書

1 申請者（法人） 名及び代表者氏名	
2 事業期間	着工日 年 月 日 竣工日 年 月 日
3 事業概要	(1) 事業実施箇所 (2) 宿泊施設の構造・階数・床面積
4 事業費	円 (うち補助対象経費 円)
5 備考	

(添付書類)

- 1 補助金等交付申請額算出調書（計画・実績）
- 2 当該事業に係る収入支出決算書
- 3 竣工した建物の配置図、平面図、立面図、工事仕様書、工事費目別内訳書及び償却資産の一覧。ただし、交付申請書又は変更交付申請書に添付した書類と変更がない場合は、省略することができる。
- 4 工事請負契約書の写し（工事内訳書を含む。）
- 5 事業の進捗状況及び完成を確認できる全景及び建物内主要部分の写真
- 6 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
- 7 経費の支払いを裏付ける書類又は経費算出の根拠となる資料
- 8 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する旅館・ホテル営業許可証の写し
- 9 その他市長が必要と認める書類

(様式第8号) (第12条関係)

飯山駅周辺地区宿泊施設整備事業補助金交付(概算払)請求書

年 月 日

飯山市長 あて

住 所

申請者 氏 名 印

(法人にあつては事務所又は事業所)
の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け飯山市達(指令)第 号で額の確定(交付決定)があつた
年度飯山駅周辺地区宿泊施設整備事業補助金を下記のとおり交付してください。

記

金 円

確 定 額 (交付決定額)	交 付 額 (概算払) 額			残 額	請 求 日 現 在 出 来 高
	既 交 付 額	今 回 請 求 額	計		
円	円	円	円	円	%

補助金の振込先口座

金 融 機 関 名		支 店 ・ 支 所 名	
口 座 種 別	当 座 ・ 普 通	口 座 番 号	
口 座 名 義	(フリガナ)		